平成２８年（フ）第１８７８号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目３番Ｇ－808号、事業所所在地大阪市浪速区恵美須東１－22－５－201
債務者　日野歯科恵美須診療所こと　日野　年二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１号
横浜市緑区北八朔町1049番地９
債務者　佐藤寿実子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９１号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区９棟401号
債務者　山田　圭司
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２３号
北海道夕張郡長沼町宮下２丁目６番１－Ａ106号
債務者　小林ミツヱ
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３６号
北海道河東郡音更町木野公園下町６番地15
プリオール公園下町１－Ｂ
債務者　蜂谷　幸男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
北海道帯広市西14条南16丁目１番地１　コーポ幸Ｆ号
債務者　丹野　路佳（旧姓坪内）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
盛岡市高松４丁目18番12号　ルナ・フィオーレ１－Ａ号
債務者　津内口竜也
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５１号
岩手県滝沢市穴口223番地４、旧住所盛岡市三ツ割字鉢ノ皮72番地５
債務者　澤田　昭一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７０号
盛岡市緑が丘１丁目17番13―302号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７４号
盛岡市高松２丁目９番28号　カルチェラタン206号、旧住所盛岡市仙北２丁目13番15―306号
債務者　鈴木　志摩
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１００号
盛岡市東見前４地割８番地２
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１０号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目８番４号
債務者　吉田　　了
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１２号
盛岡市境田町10番52号
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８３３号
仙台市宮城野区五輪２丁目13番７―302号
債務者　下沖　　卓
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
仙台市太白区袋原３丁目12番20号
債務者　今野　利之
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
仙台市太白区袋原３丁目12番20号
債務者　今野　貴瑛
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
仙台市太白区袋原３丁目12番20号
債務者　今野加奈子（旧姓八木下）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係